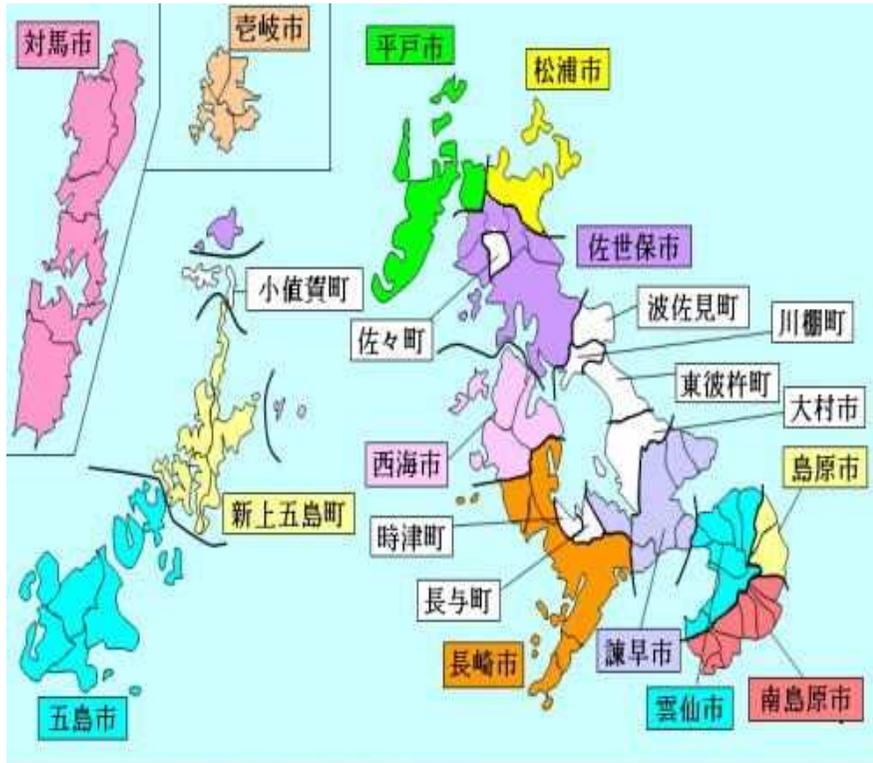


地域生活支援拠点等の整備促進、 必要な機能の強化・充実のための 都道府県ブロック会議

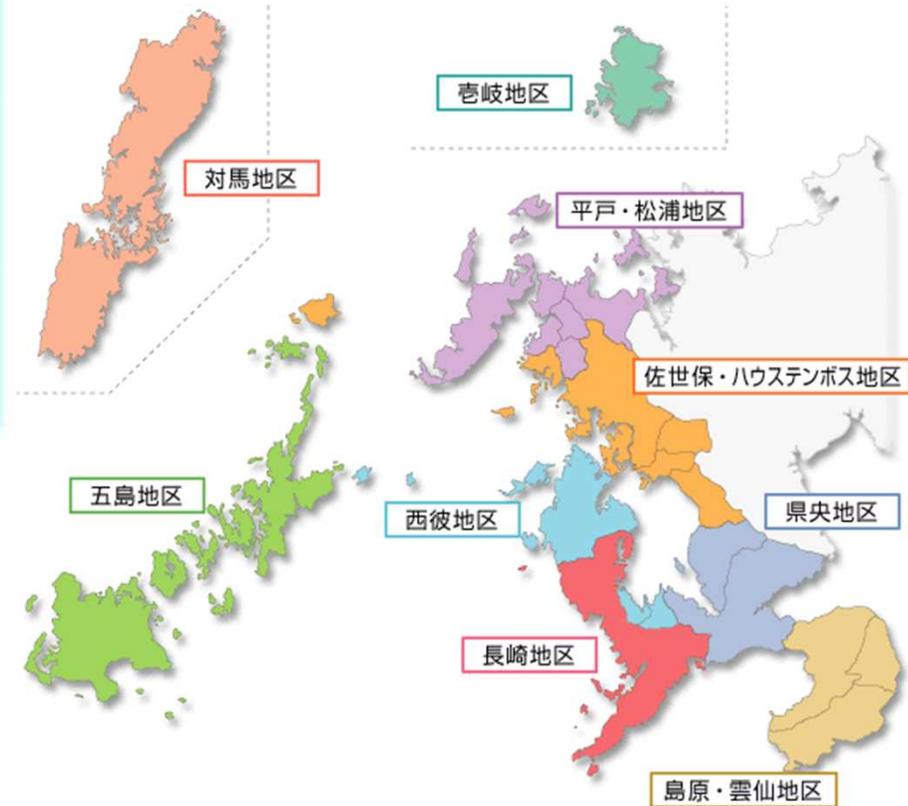
長崎県西彼圏域 西海市・長与町・時津町



長崎県西彼圏域の紹介



西彼圏域は「西海市」「長与町」「時津町」の1市2町からなる圏域で、長与町・時津町と西海市は長崎市をまたがないといけないうになっている。



西彼圏域の人口・障害者数

(1) 1市2町の人口 H30.9月末時点

西海市	長与町	時津町
28,075人	41,922人	30,095人

(2) 障害者手帳の状況 H30.3月末時点

		西海市	長与町	時津町
身体障害	18歳未満	15	36	31
	18歳以上	1,835	1,534	1,241
知的障害	18歳未満	69	70	55
	18歳以上	337	255	178
精神障害	18歳未満	3	4	6
	18歳以上	225	192	138

相談支援の状況について

(1) 委託相談・指定特定相談支援事業所

○1市2町で「和みの里」(長崎市)に一般相談、居住サポート事業、障害者虐待の夜間相談を委託している。

市町名	事業所数	事業所名
西海市	3	光明園、西海市療育支援相談センター、さいかい
長与町	2	(兼委託)ぬくもり、ぴゅあはーと
時津町	3	(兼委託)ひまわりの園、ケアステーション優里、クローバーガーデン時津

(2) 計画相談件数 H30年9月末現在

市町名	障害者分			障害児分		
	サービス決定者数	計画作成済人数	うちセルフ	サービス決定者数	計画作成済人数	うちセルフ
西海市	339	339	0	114	114	0
長与町	268	268	37	136	136	4
時津町	228	228	26	154	154	37

(3) 地域相談支援

圏域には「光明園」「さいかい」(西海市)があり、H30年10月末時点で1名のみ

障害福祉サービスの状況について

(1) 各市町のサービス事業者数(障害者分)

サービス名	西海市	長与町	時津町
居宅介護	2	6	7
重度訪問介護	2	6	5
同行援護	2	3	3
生活介護	5	2	1
機能訓練	1	0	0
生活訓練	1	0	0
就労移行支援	1	0	2
就労継続支援A型	1	1	0
就労継続支援B型	5	3	4
短期入所(福祉型)	3	0	1(1人)
短期入所(医療型)	0	0	0
グループホーム	6(70人)	1(8人)	1(6人)
施設入所支援	3	0	0
療養介護	0	0	0

障害福祉サービスの状況について

(2) 各市町のサービス事業者数(障害児分)

サービス名	西海市	長与町	時津町
児童発達支援	1	4	2
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイ	1	6	3
保育所等訪問支援	1	0	0

障害福祉サービスの状況について

(3) 各市町のサービス利用者数(障害者分)

H29.7月利用分

サービス名	西海市	長与町	時津町
居宅介護	28	47	47
重度訪問介護			
同行援護			
行動援護			
生活介護	124	58	51
機能訓練	1	2	2
生活訓練	7	2	3
就労移行支援	7	8	8
就労継続支援A型	25	15	9
就労継続支援B型	128	94	86
短期入所(福祉型)	6	8	6
短期入所(医療型)	1	3	3
グループホーム	79	24	23
施設入所支援	74	37	35
療養介護	10	8	4

障害福祉サービスの状況について

(4) 各市町のサービス利用者数(障害児分)

H29.7月利用分

サービス名	西海市	長与町	時津町
児童発達支援	40	47	50
医療型児童発達支援	0	0	0
放課後等デイ	44	70	61
保育所等訪問支援	0	0	0

これまでの拠点に関する協議について

年月日	場所	協議内容
H29.2.14	西海市役所	第5期障害福祉計画策定に向け、今後圏域でどのように進めていくかの議論
H29.5.22	西海市役所	西海市の障害福祉担当が交代したため、再度集まり、今後の進め方について議論する。
H29.9.11	西海市役所	行政担当者、各市町の自立支援協議会会長等が集まっての意見交換会
H29.10.30	長与町役場	・各市町の障害者手帳の状況及び障害福祉サービス利用者の情報共有 ・今後の進め方
29.12.14	時津町役場	西彼圏域合同の相談支援部会の開催 (拠点の内容説明、各市町の相談支援事業所による各市町の障害者の状況、課題について)
H30.2.7	長与町役場	圏域の相談支援部会で出た意見のまとめ 障害福祉計画の記載について圏域での統一見解

これまでの拠点に関する協議について

H29.2.14「第1回協議会」

<参加者>

西海市障害福祉担当、長与町障害福祉担当、時津町障害福祉担当

<協議事項>

- ・地域生活支援拠点とは何か、行政説明資料を用いて担当者同士で把握すること
- ・単独市町で拠点を整備するには社会資源が少なく、整備困難なため、西彼圏域で拠点整備を進めていくことの意味決定を行う。
- ・今年度の各市町の自立支援協議会(全体会)にて、拠点についての説明及び圏域で拠点整備していくという報告をすることを決定した。

H29.5.22「第2回協議会」

<参加者>

西海市障害福祉担当、長与町障害福祉担当、時津町障害福祉担当

<協議事項>

- ・西海市の担当者が変更になったため、顔合わせを兼ねて協議を行う。
- ・予算措置もなく、市町の単独予算もこの拠点のためにつけられるのか。今後の見通しが立たない。
- ・国からの具体的な通知等もなく、どのように進めていったらいいのかすら不明。
(→その後、7月に国からの通知が出ている。)
- ・行政だけでは話が進まないため、各市町の自立支援協議会会長も含めて現場の声も聞くことを決めた。

これまでの拠点に関する協議について

H29.9.11「第3回協議会」

<参加者>

各市町自立支援協議会会長・副会長

西海市障害福祉担当、長与町障害福祉担当、時津町障害福祉担当

<協議事項>

・各市町の現状について

<会議で出た意見>

- ・基幹相談センターの設置を検討していくのか。しかし、その設置にあたってはどこが相談の中心を担っていくかが課題。
- ・緊急対応する施設(事業所)をどう整備していくか。
- ・医療的ケア児の受け入れ体制はどうしていくか。
- ・まずは、各市町の現状分析をするべきではないか。
- ・各市町の事業所で、どこまでできるのか、何ができるのかをもう少し把握する必要があるのではないか。
- ・この事業のゴールが見えない。何を持ってゴールとしたらいいのか。

これまでの拠点に関する協議について

H29.10.30「第4回協議会」

<参加者>

西海市障害福祉担当、長与町障害福祉担当、時津町障害福祉担当

<協議事項>

- ・各市町の手帳所持状況、障害福祉サービスの利用状況の情報共有
- ・今後の進め方

→まずは、各市町の相談支援事業所を集め、各事業所からみえる現状や課題について聞くことから始めたらどうか。

→12月に時津町で定例の相談部会を開催する予定のため、その会を西彼圏域合同の相談支援部会として開催することとする。

H29.12.14「西彼圏域合同相談支援部会」

<参加者>

各市町の相談支援事業所 計12名、西彼保健所、各市町の障害福祉担当

<協議事項>

- ・各市町の相談支援、障害福祉サービスの現状について
- ・地域生活支援拠点の目的、内容、必要な機能についての説明
- ・相談支援からみえる現状と、抱えている課題についての情報交換

合同相談支援部会が出た意見のまとめ

< 地域生活支援拠点整備の現状と課題 >		
	現状と課題	今後の方向性として考えられること
相談	計画相談の件数が多くて委託相談まで手が回らない。	
	医療と福祉とが連携できていない	定期的に医療・福祉など多機関が集まる機会をつくる。
緊急・時の応受入	障害児の緊急的な受入れ先がない	高齢者の施設の活用ができないか
	高齢の両親に何かあった時の緊急的に受け入れる短期入所先がない	高齢者の施設の活用ができないか
	緊急的に受け入れてくれる施設で、精神障害の受入れが困難	精神障害についての理解を深める勉強会を開催
	災害時の医療ケア児のケア	国立長崎病院との連携
	緊急ショートをした後の住まいがない	
体験の機会・場	地域移行支援対象者の退院するまでの訓練の場がない	
	親亡き後のことを考えて早めにGHの体験利用をさせたいが、体験の場がない	
	GHの単価が低いため、緊急の場合に備えて部屋を空けたままにすると採算が合わず、運営していけない。	
の専門保性	精神障害に対する知識がないため、受け入れてもらえるところが少ない	精神障害についての理解を深める勉強会を開催
	専門性を向上するための研修の機会が少ない	
地域体制づくり	交通手段がないため、通所・通院ができない	
	ボランティア養成ができていないため、ボランティアの活用がほぼできない	ボランティア養成の体制づくり
	一般の住宅で障害者の受入れが厳しい	住民への普及啓発活動が必要
	地域で生活していくための見守り体制が整っていない	住民への普及啓発活動が必要、地域資源の開拓 自立生活援助の指定
	圏域が広くて密に連携がとりづらい	圏域内で定期的な顔のみえる関係づくり
	時津・長与については、長崎市の事業所を利用する人が多く、圏域での体制づくりが難しい	

これまでの拠点に関する協議について

H30.2.7「第5回協議会」

<参加者>

西海市障害福祉担当、長与町障害福祉担当、時津町障害福祉担当

<協議事項>

・圏域の相談支援部会が出た意見のまとめ

・障害福祉計画の記載について

→圏域内に1か所とし、自立支援協議会内で圏域に1か所設置すると説明するという考えを一致させた。

・今後の進め方

→30年度の報酬改定がなされ、その中で拠点の分で様々な加算が示された。

しかし、この加算をとるための方法など、詳細が示されていないため、市町としてどのように認定(指定)?をしたらいいか分からない。

これまでの協議で出た意見のまとめ

< 疑問点 >

- この拠点整備のゴールはどこか。パンフレットには、「その実効性が担保されたかどうか等により総合的に判断」するようにと書かれているが、市町村では判断できない。
- 拠点整備にかかる財政面について、障害福祉サービスの報酬に加算ということで30年度よりつけられたが、加算をつけるための届出等の方法が不明。
- 緊急時の受け入れをしていただける事業所とは、契約等が必要になるのか分からない。
- 地域の体制づくりの機能強化で、加算の届出方法が不明。誰が評価するのか。
- すでに障害福祉サービスを利用している人であれば、相談支援専門員がついており、その人が緊急時の対応などをしてくれるが、この拠点を利用する人をどのように選定していくのか。拠点事業所を選定し、そこに登録するというシステムにするのか。

< 圏域での課題 >

- 圏域に社会資源が少ない。あっても移動手段がなく、物理的にも遠いためスピーディーに対応することが困難。
- 人材確保が困難。相談支援事業所は計画相談で手いっぱい。どこまでこの拠点の機能を依頼すればいいか。
- 体験の場、緊急時受け入れの事業所が少なく、利用が困難。
- 今後の見通しが全く立たないため、どのように進めていけばいいか分からない。